

特定複合観光施設区域整備法の成立と今後の実務への影響

弁護士 丸山 悠



弁護士

丸山 悠
(まるやま・ゆう)

(出身大学)
慶應義塾大学法学部
東京大学法科大学院

(経歴)
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了
(70期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

1 はじめに

今般、特定複合観光施設区域整備法、通称IR実施法(以下「本法」といいます。)が国会において可決されました。IRとは、Integrated Resortの略語であり、統合型リゾート、具体的には、観光振興に寄与する諸施設とカジノ施設が一体となっている施設群を指します¹。本法は、適切な国の監視及び管理のもとで運営される健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、もって観光及び地域経済の振興への寄与、財政改善に資することを目的として、制定されるに至りました。以下、その制定経緯、概要等につき、敷衍します。

2 制定経緯

前記目的を実現するため、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるべく、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、通称IR推進法が国会に提出され、2016年12月に可決されました。同法5条には、同法施行後1年以内を目途に、必要となる法制上の措置を講じなければならないと定められており、本法はこの定めを受けて、同措置について規定したものととなります。

3 概要²

本法の概要は次のとおりとなります。なお、本法施工日は、交付の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日とされています。

(1) 特定複合観光施設(IR)区域制度

ア「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と国際会議場施設、展示施設等、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設から構成される一群の施設(その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む)であって、民間事業者により一体として設置、運営されるものと定義されています。

イまた、IR実施の具体的手続として、国土交通大臣が基本方針を作成すること、都道府県又は政令市(都道府県等)が民間事業者との間で区域整備計画を共同作成ないし共同申請すること、国土交通大臣が同区域整備計画の認定やIR事業者の監督を行うこと等が規定されました。

ウその他、IR事業者において、カジノ収益の活用に当たり、国土交通大臣による毎年度の評価に基づき、当該事業内容の向上を図り、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることが義務付けられました。

(2) カジノ規制

ア IR事業者は、カジノ管理委員会の免許を取得したときは、カジノ事業を行うことができ、同免許の

範囲内で行うカジノ行為については、刑法第185条(賭博)及び刑法第186条(常習賭博及び賭博場開帳凶利)は適用されないこととされました。なお、同免許は、申請時にカジノ管理委員会により審査され、その有効期間3年間(更新可)とされています。

イ カジノ事業者に対し、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程及び犯罪収益移転防止規程の作成が義務付けられました。

ウ 日本人等の入場回数は、連続する7日間で3回まで、また連続する28日間で10回までと制限されており、本人確認及び入場回数確認の手段として、マイナンバーカード及び公的個人認証によることが定められています。

(3) 入場料・納付金等

ア 日本人等について、入場料・認定都道府県入場料として、それぞれ3000円/回(24時間ごと)とされています。

イ カジノ事業者に対して、国庫納付金の納付が義務付けられました。

(4) カジノ管理委員会

内閣府の外局として、カジノ管理委員会を設置し、カジノ事業者等に対して、勧告、報告の徴収、立会検査、公務所等への照会、調査委託、監督処分等を行うことについて規定されました。

4 今後の実務への影響等

IR推進法の討議時より、カジノ事業について、ギャンブル依存症への対応策、マネーロンダリング対策、青少年の健全育成への影響等について、どうあるべきかとの提言がなされていました。この点につき、本法は、前記3(2)イのとおり、カジノ事業者に対して、各種規程等の作成を義務づけ、この問題に対する一定の対応姿勢を示しています。もっとも殊、ギャンブル依存症への対応について本法は規定しておらず、その対応策は、平成30年7月6日成立のギャンブル等依存症対策基本法により講じられることが予想されます。

5 結語

特定複合観光施設区域整備法の成立により、観光及び地域経済の振興にどのような影響が生じるのか、あるいは前記4の影響(弊害)がどのような形で顕在化し、どのような対応がなされるのか、今後益々の議論がなされる必要があり、その動向が注目されます。

1 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局『IR推進会議取りまとめ(概要)～「観光先進国」の実現に向けて～』平成29年8月
2 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局『特定複合観光施設区域整備法案の概要』平成30年4月